

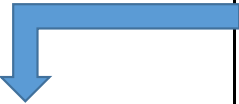



郵送での申請手続きについて
(新型コロナウイルス感染症対策としての有料道路における障害者割引制度の特例措置)

| 申請者 | 四日市市 障害福祉課 |
|--|---|
| <p>① 郵送手続きを希望することを 障害福祉課に電話等で連絡して下さい。</p>  |  <p>② 申請者の自宅に申請書を郵送します。</p> |
| <p>③ 申請書が届いたら、内容をご確認下さい。 申請書に必要な事項を記入し、 提出書類のコピーを同封して、障害福祉課 (〒510-8601 四日市市諏訪町1-5) まで郵送して下さい。</p>  |  <p>④ 申請書と提出書類が届いたら、 内容を確認します。 ・不備があれば申請者に電話等で 連絡します。 ・不備が無ければ、申請者の自宅に、 申請書のうち複写部分、障害者手帳に 貼付するためのシール及び高速道路 会社宛の封筒を郵送します。(※)</p> <p>※ E T C を利用する方にのみ 封筒を郵送します。</p> |
| <p>⑤ 郵便が届きましたら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シールを、障害者手帳の「優遇減免等証明欄」 に貼り付けて下さい。 ・高速道路会社宛の封筒に 84 円切手を貼って、 郵便ポストに投函して下さい。(※) <p>※ E T C を利用する方に限ります。<u>郵送後、高速道路会社からお知らせが届くまでは、料金所係員のいるレーンを、手帳の必要事項が記載された箇所を呈示して通行して下さい。E T C レーン通行では、割引は適用されない可能性がありますのでご注意下さい。</u></p> | |